

会社法第 803 条第 1 項に定める事前備置書類

(新設分割に係る事前開示事項)

2016 年 3 月 25 日

東京瓦斯株式会社

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

当社は、2016 年 3 月 25 日付で作成した新設分割計画書（別紙）に基づき、2016 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社のリキッドガス事業などを統括する事業に関して有する権利義務を、新設する東京ガスリキッドホールディングス株式会社（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本新設分割」という。）を行うことといたしました。

本新設分割に関する事項は、次のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して新たに普通株式 2,000 株を発行し、そのすべてを当社に交付いたします。

当該発行株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、これを任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、この株式数が妥当と判断しております。

(2) 資本金および準備金の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金および準備金の額を、新設会社が承継する資産ならびに諸事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 4 条記載のとおりとすることといたしました。

当社は当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

当社は、2015 年 6 月 26 日開催の定時株主総会の決議によって、当社の株主に対して、剰余金として 12,201 百万円を配当いたしました。また、同年 10 月 30 日開催の取締役会決議によって、当社の株主に対して、中間配当として 11,950 百万円を配当いたしました。

当社は、2015 年 4 月 28 日開催の取締役会決議に基づき、2015 年 5 月 8 日から 7 月 14 日まで、50,000 千株（買付総額 33,833 百万円）の自己株式の買付けを行いました。

また、2015 年 10 月 1 日付にて、2016 年年 5 月 1 日を効力発生日として、連結子会社の千葉ガス株式会社、筑波学園ガス株式会社を吸収合併する吸収合併契約を、美浦ガス株式会社の一般ガス事業に関わる権利義務を吸収分割により当社が承継する吸収分割契約を、各々締結いたしました。

4. 効力発生日以降における債務の履行の見込みに関する事項

(会社法施行規則第 205 条第 7 号)

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

当社の 2015 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額および負債の額はそれぞれ 1,827,125 百万円、1,016,160 百万円です。そのうち本新設分割において当社から新設会社へ承継される資産の額は 1,481 百万円で負債はありません。

また、当社について、2015 年 3 月 31 日以降本日までの間、債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、効力発生日までに当社の資産および負債の額が変動することが予想されるものの、これらの変動を考慮しても効力発生日において、当社は資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、本新設分割の効力発生日以降において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

(2) 新設会社の債務の履行の見込み

本新設分割において当社から新設会社へ承継される資産の額は 1,481 百万円で負債はなく、資産の額は負債の額を上回る見込みです。また、当社は、当社から新設会社に承継される一切の債務について重疊的に引き受けます。従って、本新設分割の効力発生日以降において、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておられません。

以上より、本新設分割の効力発生日以降における当社および新設会社の負担する債務の履行の見込みについて、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

会社法第 803 条第 1 項に基づき、本店に備え置くべきものは、以上のとおりであります。

2016 年 3 月 25 日

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長 広瀬 道明

新設分割計画書

東京瓦斯株式会社（以下、「当社」という）は、新設する東京ガスリキッドホールディングス株式会社（以下、「HD」という）に対し、当社のリキッドガス事業などを統括する事業（以下、「本事業」という）に係る権利義務を承継させるための新設分割（以下、「本新設分割」という）を行うこととし、以下のとおり分割計画を定める。

1. HDの会社概要および定款の規定

HDの目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数、その他HDの定款で定める事項は以下のとおりとする。

(1) 目的

HDは、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 ガスの製造・輸送・販売ならびに電力の販売
- 2 ガス関連施設およびこれに付帯する設備の運営ならびに販売・賃貸
- 3 空調設備工事・給排水設備工事・管工事・機械器具設置工事・土木工事・建築工事・建築設備工事・電気工事の設計・施工・請負・管理および保守管理
- 4 石油関連製品およびコークス・石炭の販売
- 5 化学工業製品の販売および水処理に関するコンサルティング・設備販売
- 6 天然ガスの輸送および販売
- 7 倉庫業
- 8 水産物・農産物・酪農製品の冷凍冷蔵・加工ならびに販売
- 9 液化天然ガスの冷熱利用に関する事業
- 10 医薬品および医療用機器設備の販売
- 11 船用品設備の賃貸および船用品の販売
- 12 遠隔集中監視等の通信システムおよびそれらに関する装置の販売
- 13 増改築工事の設計・施工・および厨房・給湯・空調設備機器の販売
- 14 土地・建物の賃貸・管理
- 15 前各号の事業に付帯関連する事業

(2) 商号

東京ガスリキッドホールディングス株式会社

(3) 本店所在地

東京都港区芝公園二丁目4番1号

(4) 発行可能株式総数

8,000株

(5) HDの定款で定める事項

HDの定款は、別紙1のとおりとする。

2. HDの設立時取締役および設立時監査役の氏名

HDの設立時取締役および設立時監査役は以下のとおりとする。

取締役 村関 不三夫、西村 優、増田 智紀、伊藤 司、石井 敏康、小宮 健司、
浜田 滋

監査役 中村 龍太郎

3. HDが分割に際して発行する株式の種類、数および割当てに関する事項

HDは、本新設分割に際して普通株式 2,000 株を発行し、その全部を当社に割り当てる。

4. HDの資本金および準備金の額に関する事項

HDの資本金、準備金および剰余金の額は、以下のとおりとする。

資本金 10,000,000 円

資本準備金 10,000,000 円

その他資本剰余金 会社計算規則第 49 条第 1 項に定める株主資本等変動額から前各号の額を控除した額

利益準備金 0 円

その他利益剰余金 0 円

5. HD設立の日

HDの成立の日は、2016年4月1日（以下、「効力発生日」という）とする。ただし、当社は、手続の進行に応じて必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

6. HDが当社から承継する権利義務等

当社は、2015年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加減した、本事業に関する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務（その詳細は別紙2「承継権利義務明細表」に定める）を効力発生日にHDに承継させる。

7. 重疊的債務引受

当社は、本新設分割によりHDが承継する一切の債務について、重疊的に引き受ける。

8. 競業避止義務

当社は、本新設分割について会社法第21条第1項に基づく競業避止義務を負わない。

9. 新設分割計画の変更または中止

当社は、本新設分割計画書作成から効力発生日までの間において、天災地変、経済状況の変化その他の事由により、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本新設分割計画を変更し、または中止することができる。

10. その他

本新設分割計画書に定める事項の他、必要な事項は、本新設分割計画書の趣旨に従って、当社が決定する。

2016年3月25日

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長 広瀬 道明

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は東京ガスリキッドホールディングス株式会社と称し、英文では TOKYO GAS LIQUID HOLDINGS CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 ガスの製造・輸送・販売ならびに電力の販売
- 2 ガス関連施設およびこれに付帯する設備の運営ならびに販売・賃貸
- 3 空調設備工事・給排水設備工事・管工事・機械器具設置工事・土木工事・建築工事・建築設備工事・電気工事の設計・施工・請負・管理および保守管理
- 4 石油関連製品およびコークス・石炭の販売
- 5 化学工業製品の販売および水処理に関するコンサルティング・設備販売
- 6 天然ガスの輸送および販売
- 7 倉庫業
- 8 水産物・農産物・酪農製品の冷凍冷蔵・加工ならびに販売
- 9 液化天然ガスの冷熱利用に関する事業
- 10 医薬品および医療用機器設備の販売
- 11 船用品設備の賃貸および船用品の販売
- 12 遠隔集中監視等の通信システムおよびそれらに関する装置の販売
- 13 増改築工事の設計・施工および厨房・給湯・空調設備機器の販売
- 14 土地・建物の賃貸・管理
- 15 前各号の事業に付帯関連する事業

(本 店)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式の譲渡による取得については、株主または取得者はあらかじめ取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱)

第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める。

(届出)

第10条 株主および登録質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の様式によりその氏名および住所を当社に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等)

第11条 当社は、当会社の株式を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込の期日の決定は取締役会の決議によって定める。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人に委任して議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(株主総会決議の省略)

第17条 当社は、会社法第319条第1項の要件を充たしたときは株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

2 取締役欠員を生じた場合で、法定の員数を欠かない限り、その補充を延期することができる。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(相談役または顧問)

第23条 取締役会は、その決議によって必要に応じて相談役または顧問を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- 3 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与ならびにその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の数)

第30条 当会社の監査役は、2名以内とする。

- 2 監査役に欠員を生じた場合において法定の員数を欠かない限りその補充を延期することができる。

(監査役の監査範囲)

第31条 当社の監査役には、会社法第389条第1項の規定（監査役の監査範囲を会計監査に限定する規定）は適用しない。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を行うことができる。

- 2 期末配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。
- 3 未払の期末配当金には利息をつけない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 第35条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2017年3月31日までとする。

以 上

承継権利義務明細表

HDが当社から承継する本事業に属する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務は、次のとおりとする。

1. 資産

(1) 固定資産

当社が保有する以下の会社の株式全部

- ① 東京ガスケミカル株式会社
- ② 東京ガスエネルギー株式会社
- ③ 日本超低温株式会社
- ④ 東京ガスLPGターミナル株式会社

2. 負債

なし

3. 雇用契約

本新設分割の効力発生日において本事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は、HDに承継されない。

当社は、効力発生日において、当社の従業員を当社に在籍させたままHDに出向させ、以後、HDにおいて本事業に従事させる。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社およびHDにて協議の上、決定する。

4. その他の権利義務（上記1. から3. に係るものを除く）

その他本事業に係る一切の契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務

以 上